

において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第一項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5] 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6] 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 前条の規定

二 前条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三 前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7] 前条第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「一次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8] 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」とい

う。)第十七条の二の二第二項若しくは第三項(避難解除区域において機械等を取  
得した場合は法人税額の特別控除)と、同法第七十条の二中「この款」とあ  
るのは「この款並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項(避難解  
除区域において機械等を取  
得した場合は法人税額の特別控除)と、  
「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、  
同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七  
条の二の二第二項及び第三項(避難解除区域において機械等を取  
得した場合は法人  
税額の特別控除)の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額  
の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに震災特例法第十七条の二の二第  
二項及び第三項(避難解除区域において機械等を取  
得した場合は法人税額の特別  
控除)」とする。

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二  
条の四(同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)  
第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一及び第  
四十二条の十二の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四  
十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に  
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)(第十七  
条の二の二第二項及び第三項)と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六  
第二項及び第四十二条の九第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二  
条の十二並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四  
十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の二  
の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二第一項中「前条第二項、第三  
項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第  
十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用  
に  
関し必要な事項は、政令で定める。

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)  
第十七条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法  
施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体(同法第四  
条第一項に規定する復興推進計画(以下この項において「復興推進計画」とい  
う。)(つき同条第九項(福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定  
により読み替えて適用する場合を含む。))の認定(東日本大震災復興特別区域法

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)  
第十七条の三 東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法  
施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公  
団体の指定を受けた法人が、当該指定があった日から同日以後五年を経過する日  
までの期間(以下この項において「適用期間」という。)(内の日を含む各事業年  
度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年

第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人が、当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた東日本大震災復興特別区域法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等（東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者として政令で定める者をいう。第三項において同じ。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 前二条の規定

二 前二条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三 前二条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用され

度、前条若しくは同条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項若しくは第四項又は前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける事業年度並びに同法第四十二条の十二の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二号イに掲げる事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等（東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者として政令で定める者をいう。次項において同じ。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

る租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

#### 四 租税特別措置法第四十二条の十二の規定

- 3| 第一項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

#### 4| 省 略

#### 5| 省 略

- 6| 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三」と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三」とする。

#### 7| 省 略

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）  
第十七条の三の二 福島復興再生特別措置法第十七条の規定により同条に規定する避難解除区域（以下この項において「避難解除区域」という。）に係る同法第四十二条第四号イからニまでに掲げる指示が解除された日から同日以後三年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた法人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇

- 2| 前項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

#### 3| 同 上

#### 4| 同 上

- 5| 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三」と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三」とする。

#### 6| 同 上

- 用者等（避難対象区域（同法第十七条に規定する指示の対象となつた区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。
- 2] 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。
- 一 第十七条の二又は第十七条の二の二の規定
  - 二 第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定
  - 三 第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定
  - 四 前条の規定
  - 五 租税特別措置法第四十二条の十二の規定
- 3] 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4) 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)(第十七条の三の二第一項(避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項(避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項(避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)及び震災特例法第十七条の三の二第一項(避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)」とする。

5) 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四(同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)(第十七条の三の二)」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三の二」と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三の二」とする。

6) 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第十七条の四 第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項並びに前一条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第十七条の四 第十七条の二第二項及び第三項並びに前条の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる規定」とあるのは「次の各号に掲げる規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「

例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三の第二項又は第三項の規定及び震災特例法第十七条の三の第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額（震災特例法第十七条の第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二の第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三の第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を」と、「並びに前条」とあるのは「並びに前条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の三の二第二項及び第三項、第十七条の三の二の二第二項及び第三項、第十七条の三の二の二第二項及び第三項、第十七条の三の二の二第二項及び第三項」とあるのは「若しくは第四十二条の十一第三項又は震災特例法第十七条の二第三項若しくは第十七条の二の二第三項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二十三条第二号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二十三条第二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「又は第四十二条の四の二第八項各号」とあるのは「若しくは第四十二条の四の二第八項各号」と、「含む。」に」とあるのは「含む。」又は震災特例法第十七条の二第四項若しくは第十七条の二の二第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二十一条に規定する確定申告書」と、「法人税法第二十三条第二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の三第一項各号」とあるのは「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号」とする。

震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定及び震災特例法第十七条の三の第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）と、「当該各号に定める金額を」とあるのは「当該各号に定める金額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三の第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を」と、「並びに前条」とあるのは「並びに前条並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の三」と、同条第二項中「又は第四十二条の十一第三項」とあるのは「若しくは第四十二条の十一第三項又は震災特例法第十七条の二第三項」と、同条第三項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二十三条第二号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二十三条第二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「又は第四十二条の四の二第八項各号」とあるのは「若しくは第四十二条の四の二第八項各号」と、「含む。」に」とあるのは「含む。」又は震災特例法第十七条の二第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの」と、同条第四項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二十一条に規定する確定申告書」と、「法人税法第二十三条第二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の三第一項各号」とあるのは「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号」とする。

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第十七条の五 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により認定地方公共団体(同法第四条第一項に規定する復興推進計画(以下この項において「復興推進計画」という。))につき同条第九項(福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の認定(東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。))を受けた地方公共団体をいう。以下この項において「指定を受けた法人が、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下この項において「復興産業集積区域」という。))内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「開発研究」という。))の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(以下この条において「開発研究用資産」という。))でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該法人の開発研究の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。))には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。))との合計額とする。

## 255 省 略

(再投資等準備金)

第十八条の三 東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体(同法第四条第一項に規定する復興推進計画(以下この項において「復興推進計画」という。))につき同条第九項(福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。)(の認定(東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この

(復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第十七条の五 東日本大震災復興特別区域法第三十九条第一項の規定により同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域(以下この項において「復興産業集積区域」という。))内において新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「開発研究」という。))の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(以下この条において「開発研究用資産」という。))でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該復興産業集積区域内において当該法人の開発研究の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその開発研究の用に供した場合を除く。))には、当該法人の開発研究の用に供した日を含む事業年度の当該開発研究用資産に係る償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。))との合計額とする。

## 255 同 上

(再投資等準備金)

第十八条の三 東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体(以下この項において「認定地方公共団体」という。))の指定を受けた法人で、次に掲げる全ての要件を満たすものが、適用年度において、当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画(以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。))に定められた同法第四十条第一項

項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けた法人で、次に掲げる全ての要件を満たすものが、適用年度において、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画（以下この項及び次項において「認定復興推進計画」という。）に定められた東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項に規定する復興産業集積区域（第二号及び次項第四号において「特定復興産業集積区域」という。）内において当該認定復興推進計画に定められた同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業（以下この条において「産業集積事業」という。）の用に供する減価償却資産（機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号において同じ。）の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該適用年度の所得の金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することを含む。第十九条第一項において同じ。）の方法により再投資等準備金として積み立てたとき（当該適用年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その設立の日が当該認定地方公共団体が作成した復興推進計画につき東日本大震災復興特別区域法第四十条第九項の認定があった日以後であること。

## 二・三 省略

2 前項に規定する適用年度とは、同項の指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）をいう。

## 一 省略

二 次に掲げる規定の適用を受ける事業年度

イ 第十七条の二又は第十七条の二の二の規定

ロ 第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

ハ 第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から

に規定する復興産業集積区域（第二号及び次項第四号において「特定復興産業集積区域」という。）内において当該認定復興推進計画に定められた同法第二条第三項第二号イに掲げる事業（以下この条において「産業集積事業」という。）の用に供する減価償却資産（機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号において同じ。）の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該適用年度の所得の金額として政令で定める金額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することを含む。第十九条第一項において同じ。）の方法により再投資等準備金として積み立てたとき（当該適用年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その設立の日が当該認定地方公共団体が作成した東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項に規定する復興推進計画につき同法第十項の認定があった日以後であること。

## 二・三 同上

2 同上

## 一 同上

二 第十七条の二若しくは同条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第十七条の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける事業年度及び第十七条の三の規定の適用を受ける事業年度

第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

二 第十七条の三又は第十七条の三の二の規定

三・四 省略

3 12 省略

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第十八条の五 法人の有する減価償却資産で第十七条の二第一項若しくは第五項、  
第十七条の二の二第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二  
第一項又は前条第一項の規定の適用を受けたもの(第二十五条の二第一項若しく  
は第五項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一  
項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項の規定の適用を受けた減価  
償却資産を含む。)については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四  
十八条まで」とあるのは「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係  
る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」と  
いう。)  
第十七条の二第一項若しくは第五項、第十七条の二の二第一項、第十七  
条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一  
項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又  
は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の二の二第一項  
、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第  
二十六条の四第一項の規定の適用」と、同条第二項中「青色申告書」とあるのは  
「法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二十三条第  
十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「特別償却に関する規定を含む」と  
あるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは  
第五項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項  
、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定を含む」と、同条  
第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二十三条第一号に規定する確定  
申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「特別償却に関する規定。」  
とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しく  
は第五項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一  
項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定。」として、同  
条の規定を適用する。

2 省略

三・四 同上

3 12 同上

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第十八条の五 法人が各事業年度終了の時に於いて有する減価償却資産で第十七  
条の二第一項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の  
二第一項又は前条第一項の規定の適用を受けたもの(第二十五条の二第一項若し  
くは第五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項  
又は第二十六条の四第一項の規定の適用を受けた減価償却資産を含む。)につい  
ては、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは「  
第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)  
第十七条の二第一  
項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項  
若しくは第十八条の四第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは  
「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、  
第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二  
十六条の四第一項の規定の適用」と、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「  
法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第二十三条第  
十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「特別償却に関する規定を含む」とあ  
るのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第  
五項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しく  
は第二十六条の四第一項の規定を含む」と、同条第五項中「青色申告書」とあ  
るのは「法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあ  
るのは「同法」と、「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する  
規定又は震災特例法第二十五条の二第一項若しくは第五項、第二十五条の五第一  
項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の  
規定。」として、同条の規定を適用する。

2 同上

(準備金方式による特別償却)

第十八条の六 第十七条の二第二項若しくは第五項、第十七条の二の二第二項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項又は第十八条の四第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項の特別償却に関する規定には第十七条の二第二項若しくは第五項、第十七条の二の二第二項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項又は第十八条の四第一項の規定を含むものと、当該法人が提出する青色申告書以外の確定申告書は青色申告書とそれれみなして、同法第五十二条の三の規定を適用する。この場合において、同条における同法第六十八条の四十一の規定は、第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一の規定とする。

2 省略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十八条の七 第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の五から第十八条の二まで又は第十八条の四の規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の五から第十八条の二まで若しくは第十八条の四の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 省略

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第十九条 省略

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度を買換資産(次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。)のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 5 省略

(準備金方式による特別償却)

第十八条の六 第十七条の二第二項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項又は第十八条の四第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項の特別償却に関する規定には第十七条の二第二項若しくは第五項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項又は第十八条の四第一項の規定を含むものと、当該法人が提出する青色申告書以外の確定申告書は青色申告書とそれれみなして、同法第五十二条の三の規定を適用する。この場合において、同条における同法第六十八条の四十一の規定は、第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一の規定とする。

2 同上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十八条の七 第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで又は第十八条の四の規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二、第十七条の五から第十八条の二まで若しくは第十八条の四の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 同上

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第十九条 同上

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度を買換資産(次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。)のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 5 同上

6 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十八条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条及び第四十六条の二並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

7 14 省 略

（連結中間申告書の提出を要しない場合）

第二十四条の二 省 略

（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第二十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次の各号に規定する連結法人に該当するものについて当該各号に掲げる事実が生じた場合には、法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第二十五条第一項各号（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）に掲げる事実」と、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（震災特例法第二十五条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。

2 法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定を前項の規定により読み替えて適用する場合には、同法第八十一条の九及び第八十一条の十三の規定の適用については、同法第八十一条の九第五項第四号中「第五十九条の」とあるのは「第五十九条又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があった場合

6 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十八条の七第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

7 14 同 上

（連結中間申告書の提出を要しない場合）

第二十五条 同 上

の欠損金の損金算入の特例)の規定により読み替えて適用する第五十九条第二項の「と、」を除く。)又は同条第三項とあるのは「除き、震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」又は第五十九条第三項と、同法第八十一条の十三第二項第五号中「損金算入」とあるのは「損金算入(同項の規定を震災特例法第二十五条第一項(被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十五条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む連結事業年度(次項及び第十一項において「供用年度」という。)の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下第二十六条の四までにおいて「償却限度額」という。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額(同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。)と特別償却限度額(当該減価償却資産の取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

法人	期間	区域	事業	資産
----	----	----	----	----

(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)  
第二十五条の二 同上

法人	期間	区域	事業	資産
----	----	----	----	----

<p>東日本大震災復興特別区域法第三十七條第一項の規定により認定地方公共団体(同法第四條第一項に規定する復興推進計画(以下この号において「復興推進計画」という。)に</p>	<p>東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで</p>	<p>当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」という。)</p>	<p>産業集積事業(同法第二條第三項第二号イ(福島復興再生特別措置法第四十九條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に掲げる事業をいう。以下この号において同じ。</p>	<p>機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(建築物整備事業にあっては、建築基準法第二條第九号の二に規定する耐火建築物であることその他の認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建物及びその附属設備)</p>
<p>(東日本大震災復興特別区域法第六條第一項の変更の認定を含む。</p>	<p>同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日まで</p>	<p>当該認定地方公共団体の作成した同法第七條第一項に規定する認定復興推進計画(以下この表において「認定復興推進計画」という。)</p>	<p>産業集積事業(同法第二條第三項第二号イに掲げる事業をいう。)</p>	<p>同上</p>

以下この号 において「 認定」とい う。」を受 けた地方公 共団体をい う。以下こ の表におい て同じ。） の指定を受 けた連結法 人	二 東日本大 震災復興特 別区域法第 四十一条第 一項の規定 により認定 地方公共団 体の指定を 受けた連結 法人	同法の施行 の日から平 成二十六年 三月三十一 日まで	当該認定地方 公共団体の作 成した認定復 興推進計画に 定められた同 法第四条第二 項第四号ロに 規定する復興 居住区域	賃貸住宅供給 事業（同法第 二条第三項第 二号ハに掲げ る事業をいう 。）	第十八条の二 第一項に規定 する被災者向 け優良賃貸住 宅
--	--	---	--	--	---

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前項の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する

二 東日本大 震災復興特 別区域法第 四十一条第 一項の規定 により同項 に規定する 認定地方公 共団体の指 定を受けた 連結法人	同上	同上	同上	同上	同上
---	----	----	----	----	----

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前項の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する

法人税の額（この項及び次項並びに次条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八條の九、第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十三、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八並びに第六十八條の六十九並びに法人税法第八十一條の十三から第八十一條の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額

法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第六十八條の九、第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八並びに第六十八條の六十九並びに法人税法第八十一條の十三から第八十一條の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した減価償却資産につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額

を限度とする。

#### 4 省略

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項の表の第一号の第一欄に掲げるものが、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた連結法人にあっては、平成二十八年三月三十一日）までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集積事業（以下この項において「産業集積事業」という。）の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産（機械及び装置に限る。以下この項において「産業集積事業用機械装置」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の産業集積事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

#### 6 13 省略

14 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二の規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項及び第六十八条の十三第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の二第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」とする。

#### 15 省略

（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税

）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4 同上

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項の表の第一号の第一欄に掲げるものが、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に、同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に規定する産業集積事業（以下この項において「産業集積事業」という。）の用に供する同号の第五欄に掲げる減価償却資産（機械及び装置に限る。以下この項において「産業集積事業用機械装置」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は産業集積事業用機械装置を製作して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の産業集積事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該産業集積事業用機械装置の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

#### 6 13 同上

14 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の二までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の二第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」とする。

#### 15 同上

額の特別控除)

第二十五条の二の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示(次項において「避難等指示」という。)が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。)に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定機械装置等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(貸付けの用を除き、従業者の居住の用を含む。以下この項及び次項において「特定事業の用」という。)に供した場合には、当該特定事業の用に供した日を含む連結事業年度(次項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等が機械及び装置である場合には当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合には当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2) 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものが、同条に規定する避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後五年を経過する日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用(居住の用を含む。)に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該避難解除区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額(この項及び次項並びに前条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七ま

での規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）

とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあっては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度にあっては、第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5] 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6] 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

四 次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ 前条の規定

ロ 前条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ 前条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7] 前条第八項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十一項及び第十二項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「一次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第九項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「一次条第一項に規定する特定

機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二第二項」と、「同条第十二項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8| 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）（第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）」とする。

9| 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第六十八條の十、第六十八條の十一、第六十八條の十三、第六十八條の十五及び第六十八條の十五の二の規定の適用については、同法第六十八條の九第一項中「第六十八條の十五の二」とあるのは「第六十八條の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）（第二十五条の二の二第二項及び第三項）」と、同法第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項及び第六十八條の十三第一項中「第六十八條の十五

の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の二第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする。

10 第五項から第七項まで及び前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に認定地方公共団体(同法第四条第一項に規定する復興推進計画(以下この項において「復興推進計画」という。))につき同条第九項(福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の認定(東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。))を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。)(指定を受けたものが、当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。))内の日を含む各連結事業年度(その連結親法人の解散(合併による解散を除く。))の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。))の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた東日本大震災復興特別区域法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二号イ(福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に掲げる事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等(東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者として政令で定める者をいう。第三項において同じ。))に対して給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び第三項において同じ。))を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額(この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項

(連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第二十五条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第三十八条第一項の規定により同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定地方公共団体の指定を受けたものが、当該指定があった日から同日以後五年を経過する日までの期間(以下この項において「適用期間」という。))内の日を含む各連結事業年度(その連結親法人の解散(合併による解散を除く。))の日を含む連結事業年度、前条若しくは同条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十一項若しくは第四項又は前条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第六十八条の四十一項第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度及び同法第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。))の適用期間内において、当該認定地方公共団体の作成した東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域内に所在する同法第二条第三項第二号イに掲げる事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等(東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者として政令で定める者をいう。次項において同じ。))に対して給与等(所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。))を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額(この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第

、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2| 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一| 前二条の規定

二| 前二条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三| 前二条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四| 租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定

3| 第一項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

4| 省略

5| 省略

6| 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八

二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2| 前項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が被災雇用者等に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

3| 同上

4| 同上

5| 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八